

# 第一章 総

## 説



佐賀市内より天山を望む

# 第一章 総 説

## 一 県勢の概況

### (一) 恵まれた自然環境

氣 候 佐賀県は九州の西北部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に隣りする。面積は二、四一八㎢、人口八四万人（昭和五十年現在）のこじんまりとした県である。

平均気温は一五・四度、南九州の四県、高知・和歌山県について高い。降水量は年平均約二、〇〇〇mmで、南九州四県、北陸多雪三県について多く、温暖多雨な気候の中にある。

県内の山野には樟が多い。昔は一層繁茂していたようで、『肥前風土記』には樟の巨樹説話があり、佐賀の地名は樟が栄えていたので名付けられたとしてある。東松浦郡肥前町高串は亜熱帯植物あこうの自生北限地、また自生山茶花も脊振山南麓を北限地としている。つまり本県の気候は、その緯度の高さのわりに非常に温暖であるから、南方系植物分布の北限となっているのである。

地 势 地理的には山地率四九%で、全国平均の六九%に比して、平地に恵まれ、一、〇〇〇mを超える山は数山に過ぎない。県東北部の脊振山地は地盤状の山嶺を連ね、玄界灘斜面と有明海斜面との分水嶺をな

している。この山地は南部に古生層の低山山地を伴うほかは、全山花崗岩から成る。脊振と天山との間には、海拔四〇〇～五〇〇mの山間盆地群が介在し、古くから山内と称された。昭和三十二年、この盆地の一部に北山ダムが完成、水資源涵養基地となつた。

有明海に面する地域は、広大な佐賀平野を形成し、日本有数の米づくりの穀倉地帯となつていて、筑後川、六角川をはじめ、有明海をとりまく周辺の河川から流出する土砂、浮泥が湾奥部に堆積して自然陸化がすんでいる。さらに6mにおよぶ干満の差により、干潮時には遠く四畳まで干潟が続き、全国的に著名な干拓適地を形成、藩政以来一万六、〇〇haの干拓地が造成された。これは県総耕地面積の二〇%に当たる。

脊振山地の西端は松浦川の断層に切られ、それより西は第三紀層とこれに貫入する玄武岩からなる松浦、杵島の低山地帯となる。この第三紀層には石炭層が発達し、かつて大小の炭鉱がひしめいたところである。北部では一面に玄武岩が流出した上場台地が形成されている。

玄界灘沿岸は、唐津湾・伊万里湾をはじめ、大小の湾入に富み、玄海の風波は、東松浦半島の玄武岩壁に七ツ釜の海蝕洞窟をうがち、また白砂青松の虹ノ松原の砂丘をつくって、海岸美に富み、玄海国定公園の一  
部となつていて、

県の西南、長崎県境に多良岳火山が蟠居する。風化・浸食の進んだ円錐火山で、頂上はいくつかの峰に分かれており、安山岩からなる。中腹

以下は集塊岩からなり、緩かな裾野が有明海に入っている。北麓の嬉野盆地には、温泉があり泉量も豊富である。

## (二) 特色ある風土

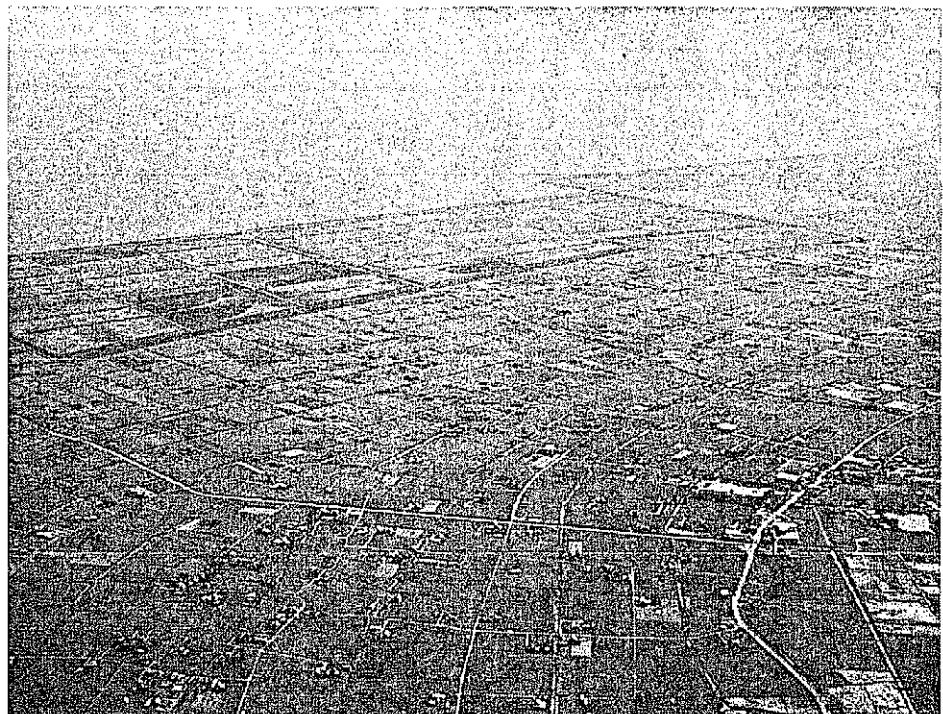
佐賀県は、肥前の東半を占める。肥前は、もと肥後と合わせて「火の国」と称されたが、大化以後、国郡区画の決定によって「肥前」となった。九州を総管した太宰府に近いので、古くからよく開発された。

県内各地の山地や山麓部には、縄文の遺跡があるが、平野部は弥生時代の遺跡が多く、山麓部には壮大な前方後円墳も少なくない。班田制に伴った条里の耕地は佐賀平野に遺構を残している。平野の南半は、平安時代以降に開発され、筑後川下流は大体一〇〇年に一km位の速度で海岸線が南にむかって進出している。

佐賀平野は溝渠が縦横に走り、中国江南省の風景に似ているところから、溝渠を「クリーク」と呼ぶ。南部の大型で複雑なものは、中世以降土豪が村邑に割拠し、幾重にも環濠を集落にめぐらしたもので、戦国時代それが平城として利用された。これらの堀は、今日もなお灌漑排水用として維持されている。

佐賀平野は自然条件に恵まれ、有明海沿岸では古来不斷の干拓による耕地の拡張が行われてきた。幕末、佐賀藩は均田制と称される農地改革を行い、土地所有・農業經營が合理化され、大正末年から灌漑が機械化され、いわゆる「佐賀段階」といわれる高反収の農業を確立した。

鎌倉時代、この地に拠つて地頭となつた竜造寺氏が、地の利によつて次第に周囲の豪族を臣従せしめ、隆信の代に至つて戦国大名にのしあがり、一時は肥前のみならず筑前、筑後、肥後まで勢力範囲を拡げるに至した。



有明海に伸びる干拓事業



佐賀城跡と県内に多い伝統芸能「面浮立」 昭和28年頃

明治以降は、県都「佐賀市」として本県の政治・経済・文化の中心となり、今日にいたる。

幕藩体制が確立し、鎖国による危機感のない平和な時代を迎えた。藩内のモラルが低下すると、佐賀藩士山本常朝は『葉隱』を著して、藩士の心を引きしめた。この内容は佐賀人の精神文化面に大きな影響を与えた。

幕末の名君鍋島直正は、外国船が日本沿岸をたびたび来航する中で、いち早く国防の必要性を献策、佐賀藩の独力で築地と上多布施の二か所に反射炉をつくり、鉄製大砲を鋳造した。これは日本における最初のも

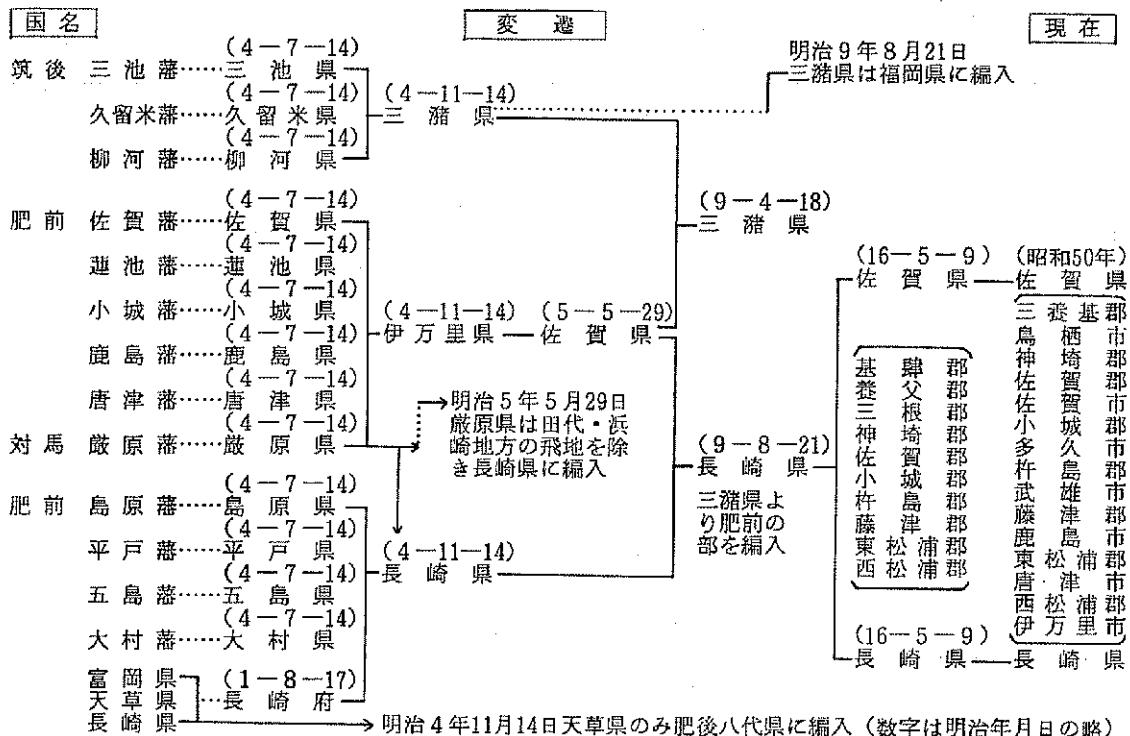
のである。ここでつくられた大砲は品川台場、長崎台場などに備えられた。幕末の佐賀藩は日本最大の兵器廠であった。

一方、玄界灘沿岸は最も大陸に接近しているので、古来彼我の交渉が密接であった。『魏志倭人伝』にみえる「末盧」は東西松浦郡付近とみられる。古代に銅鏡や銅劍などがいち早く輸入されたごとく、近世、朝鮮より製陶技術が伝来して、唐津焼や有田焼の郷土産業を興す嚆矢となつた。中世には松浦党が幡居した。近世初頭、寺澤廣高が松浦川河口に、唐津城を築城、城下町建設に当たつた。唐津藩ははじめ一二万石であったが、天草の乱などで減封され、まもなく寺澤氏は断絶して、大久保、松平、土井、水野、小笠原と領主が交代し、石高も八万石より六万石に減つた。また、譜代の大名であった。唐津城下の人情・風俗は、佐賀のそれとは異なり、方言などは、はるかに共通語に近い。

明治四年、廢藩置県によって中央集権的な国家体制ができあがつた。肥前国では旧藩がそのまま県になつたが、その後数回にわたつて県の統廃合が行われ、明治十六年五月九日佐賀県が再置され、今日に至つている。また、佐賀城は、明治七年「佐賀の乱」が起り、城楼も兵火にみわれ、現在わずか城門を残すのみとなつた。

旧佐賀藩にあつた進んだ機械類は政府が買取り、東京に運ばれて海軍の必要な兵器をつくった。そのため佐賀では平和産業に切りかえ、鉄工業では反射炉で働いていた谷口氏が鉄工場をつくり、福岡の東公園にある日蓮や龜山上皇の銅像等をつくつた。しかし工業適地でなかつたため、炭鉱を除いて、大きな工業は起こらなかつた。また、佐賀平野の農地面積が比較的大きく、農業による収容人口が大であり、余剰労働力は長崎・北九州・京阪神などの大工業地帯に吸収されて、地元に就職する人が少

佐賀県廢合変遷表



なく、工業は伸び悩んだ。

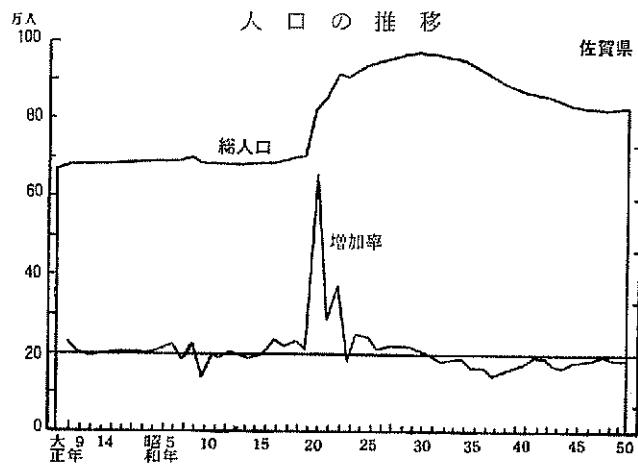
明治維新の際、藩主以下有能な士を出した佐賀も、これ等の人材は中央に出払い、その後の人材も多くは軍人・政治家・官吏に偏り、産業になる人が少なかった。佐賀県は農業県であったため、第二次大戦時も大きな戦災被害もなく、戦後を迎えた。

(三) 人口の推移

戦前の人口は、明治四十三年から昭和十五年まで、六七万人から七〇万人台を推移してきた。

戦後、終戦を契機に県人口は急速に増加し、昭和二十二年十月には早くも九一万人を突破するなど「人口の過剰時代」に転じた。これは大量の復員・引揚者・戦災者の流入という社会的増加と、結婚増による出生増、公衆衛生や医療の進歩による乳幼児の死亡率の低下、寿命の伸びによるものである。なかでも二十三年七月までの戦災引揚者一三万四、〇〇〇

人、復員者八万一、〇



注：1. 大正9年、14年、昭和5年、10年、15年、25年、30年、35年、40年、45年、50年は国勢調査による。

2. 昭和19年～21年は人口調査による。

3. 1、2以外の年次は推計人口による。

資料：佐賀県の人口 (総理府統計局刊)

〇〇人、計二一万五、〇〇〇人にも達している。これは全国的にみても高位の増加である。その主因は本県の戦災が僅少であり、住宅事情が良いこと、食糧生産県であること、戦前において労働力移出県であったことから、海外からの引揚者や戦災者が縁者を頼って帰郷したことによる。その後、食糧事情の緩和、大都市の流入制限の撤廃、経済の復興により、県外転出者も増加したが、これを上回る人口の自然増加によって、三十年九月には、本県最高の人口である九七万八、一七〇人に達した。しかし、日本経済が本格的に重化学工業を中心とする高度成長時代を迎えると、人口流出が相次ぎ、四八年四月には戦後最低の八二万七、〇四一人に落ち込んだ。人口の自然増の鈍化と、これをはるかに上回る社会的減少が大きく作用したためである。

その後、四八年五月から人口流出に歯止めがかかり、微増傾向に転じてきた。これはオイル・ショックによる総体的不況や大都市の生活環境の悪化により、大都市圏からの吸引力が弱まり、地方圏への定着化の傾向が強まつたためとみられる。

世帯数 また、一世帯当たりの人員は、戦前には五・四人（五・三人台）であったが、三十四年ごろから核家族化が進み、五十年には三・九三人と世帯規模が縮小している。このため世帯数は、人口の減少とは逆に増加の傾向にあり、五十年現在二一万三、一三三世帯である。

#### （四）就業人口

生産年齢人口 生産年齢人口（十五歳～六十四歳）は、昭和五年三十九万五、〇〇〇人であったが、終戦に伴う県人口の増加によつて、二十五年には五五万二、〇〇〇人と増加した。その後は、若年層を中心とする

人口流出によつて、停滞を示し、四十年～五十年にかけては五四万人台を推移している。

**労働力人口** 労働力人口（十五歳以上の人口のうち、就業者数と失業者数を合計したもの）は、昭和五年には三二万三、〇〇〇人であったが、二十二年には四〇万五、〇〇〇人と増加をみた。しかし、その後は、若干年労働を中心とする人口の県外流出の影響を受けて、三九万人～四二万人台を推移している。男女別には、女子の第三次産業を中心とする職場進出が目立つてゐる。

**就業人口** 就業人口は、大正九年の三二万三、〇〇〇人から増加がみられず、昭和十五年には三〇万六、〇〇〇人とむしろ減少してゐた。戦後は、急激に増加し、二十二年には三九万八、〇〇〇人と大きく膨張した。その後は、人口の県外流出の影響を受けて、三九万人～四一万人を推移している。

**産業別就業人口** 産業別にみると、終戦後の本県就業構造（二十二年国勢調査）は、農業五三・五%、製造業一一・四%、鉱業七・一%等の順であり、全国に比較すると、農業・鉱業の比重が高く、製造業が低かった。その後の変化を各産業毎にみると、第一次産業の農業では、日本経済の復興と共に農業就業人口は、二十五年を境に減少に向かい、三十年二〇万人を割り、五十年十月現在九万四、〇〇〇人となつてゐる。林業は、三十一年二、八五三人を数えていたが、五十年現在わずかに四二九人となつてゐる。水産業は三十年には一時的に落ち込みをみせたが、ノリ養殖の発展によつて、増加に転じ、五十年現在八、三一四人となつてゐる。

第二次産業では、製造業は二十六年二万四、〇〇人であったが、五十

年現在七万一、〇〇〇人と全産業の一八%を占めるまでに成長した。鉱業は石炭

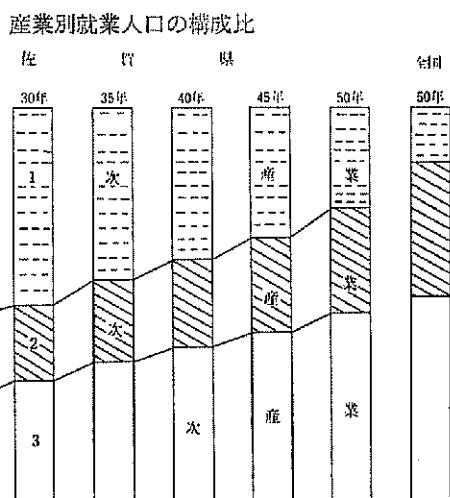
鉱業従事者が大半を占め、二十五年には三万人を越えていたが、炭鉱閉山が相次いだため、五十年現在わずかに七十四人を数えるのみである。建設業は、三十一と三十三年にかけて減少したが、その後は増加し、五十年現在三万二、〇〇〇人である。

第三次産業は、ほぼ一貫して増加を続け、五十年現在、二十五年比で八万四、〇〇〇人増、約一九万人に達し、なかでも卸小売業・サービス業の伸長が著しい。

こうした就業構造の変化の結果、全産業に占める第一次産業の就業者数の割合は、二十五年五三・六%から五十年には二五・八%と半減し、逆に第二次産業は二〇・一%から二六・四%，第三次産業は二六・三%から四七・八%へと増加がみられる。

#### (五) 県民所得

県民所得は、一県内において、一定期間に新たに生産され、分配され、もしくは支出された財貨やサービスをさし、生産・分配・支出の三



面から把握され、経済の推移・構造を表わす指標として用いられている。

(注) この項では、

(+) 統計上、金額・率は名目によるものとし、特に必要な場合にのみ、実質を用いる。

(+) 三十四年以前は曆年、三十五年から年度計算を用いる。  
県内純生産 まず、生産については、県内純生産（総生産から減価償却分を差し引いたもの）に基づいて、年次別推移をみると、二十三年一九五億円であったが、二十五年と二十六年には朝鮮動乱による特需ブルムの影響を受けて、対前年比で二十五年四三・六%，二十六年二九%と大きく復興を遂げた。二十八年と二十九年は、わずかに年平均五%の伸びにとどまっている。

三十一年から三十四年にかけては、年平均五・八%の低率であった。

三十五年度から三十九年度にかけては、県内純生産は八七〇億円から一、五七〇億円（一・八倍）と大きく増加した。

四十年度から四十五年度にかけては、全国、佐賀県ともに大幅な増加を示し、四十五年度の県内純生産は三、四八二億円に達した。

四十六年度から五十年度にかけては、県内純生産は、四十六年三、八一七億円から四八年六、一二二億円、五十年には八、一二七億円と大きく伸びた。しかし、これは名目価値によるものであり、狂乱物価で表される四八年のオイル・ショックの際の急激な物価の上昇により、名目と実質とのかい離が大きくなつた。その後は、低経済成長への移行に伴い、伸びは鈍化することとなつた。

国の国民総生産(GNP)の成長率は、四十八年度名目二二・一%，実質六・四%，四十九年度には名目一七・九%，実質においてはマイナス

○・二%の初めてのマイナス成長を記録した。

一方、県民総生産は、四十八年度名目三〇・六%、実質一〇・八%、四十九年度は名目二〇・三%、実質では國と同様マイナス〇・三%となつた。五十年度は、名目一〇・三%、実質四・五%の微増となつてゐる。

#### 産業別県内純生産 次

ぎに産業別県内純生産に基づいて、県内の産業構造の変化についてみると、昭和二十七年は第一

次産業三三・六%、第二

次産業三一・九%、第三

次産業三四・五%であつた。これを全国と比較すれば、第一次産業の割合が大で、第二次産業では全体としては大きな差がないものの、内訳では製造業が高い（佐賀八・九%、全国二三・八%）、鉱業が低い（佐賀一九%、全国三・一%）。いわば、米・石炭を中心とする

産業別純生産の推移

区分	総計	第1次産業				第2次産業			第3次産業	佐賀	増加率 全国 (年度)
		小計	農業	林業	水産業	小計	鉱業	建設業			
昭和26年	418	140	117	13	10	135	72	16	46	143	100
30年	591	198	176	12	11	147	59	23	64	246	141.4
35年度	870	239	190	26	22	201	74	37	89	430	303.1
40年度	1,832	459	374	37	48	421	55	116	250	953	438.2
45年度	3,482	605	471	37	96	934	17	293	624	1,943	833
50年度	8,127	1,067	876	49	141	2,276	11	729	1,536	4,783	1,944.3
											2,931.6

注：(1) 佐賀県の昭和26、30年は暦年、他は年度

(2) 全国の増加率は年度

資料：県民所得推計結果報告書  
国民所得統計年報（53年版）

「白・黒」経済であった。

五十年度は第一次産業一三・一%、第二次産業二八%（うち、製造業一八・九%、鉱業〇・一%）、第三次産業五八・九%となり、産業構造の高度化が進んでいる。また、一人当たりの生産性は三十年の一四万五、〇〇〇円から、五十年度には二〇四万七、〇〇〇円と増加した。

分配県民所得 県民所得の分配は、通常「県民所得」と呼ばれ、前記の県内純生産が県内で生産されたものを対象とする属地主義であるのに對して、県民所得は県民が得る所得という属人主義であり、すなわち県民所得＝県内純生産+県外からの純所得（県外からの流入→県外への流出）で計算される。

昭和二十七年の県民所得は、総額で四四七億円であったが、四十年度一、八〇九億円、五十年度七、九三二億円と一八倍に増加している。

県民一人当たりの県民所得の推移をみると、終戦後しばらくは、全国と本県との所得格差は大きくなかった。ちなみに、二十三年は佐賀県二万九八一円、全国二万六、一七九円で、格差は八〇・一であった。

しかし、朝鮮動乱を契機に日本経済が立ち直ると、第一次産業の割合の高い県では、全国との所得格差の拡大傾向が生じるようになつた。

本県では、大きな比重を占める石炭産業が二十年代後半からのエネルギー革命によつて急速に衰微していったため、格差の拡大傾向に拍車をかけた。二十七年の七九・六が三十二年六七・五と落ち込み、三十五年度になり漸く格差の縮小に転じるようになり、五十年現在八二・五である。また、県内純生産と県民所得の差（県外流出）が近年ふえる傾向があるが、これは地域間交流の活発化、とくに県外企業の県内進出によるものとみられる。

県民所得の構成を五十年度にみると、雇用者所得五五・四%、個人業主所得三〇・五%、個人の財産所得一〇・五%の順であり、全国と比較すると、雇用者所得が小さく個人業主所得が大きい。

## 二 戦後の混乱期

### （一）終戦直後の様相

終戦と県政 昭和二十年八月十五日正午、天皇陛下の戦争終結の放送があつた。当時「玉音放送」といわれ、わが国未ぞ有の歴史的な一瞬であつた。「神州不滅」「本土決戦」まで覚悟していた県民は、ぼう然、自



終戦を伝える佐賀新聞（昭和20年8月）

失し、悲憤の血淚をしぶった。この時を転機として、日本の国民は、急いたが、この放送直後、登庁。すぐ緊急部課長会議を開き、次いで午後四時、正庁に佐賀・唐津両市長、各地方事務所長、各警察署長を招集した。宮崎知事は次のような訓示をした。

「終戦の御聖旨を奉戴し、あくまで官吏としての誇りを堅持して、現在の執務態勢を崩さず、着実に服務するよう」指示し、県民を敗戦の混乱から守るため種々懇談した。

翌十六日、佐賀地区司令官大串敬吉中将は次の告諭を発した。

告諭  
国家の重大事に際し良く心を鎮めて将来の發展を待つようにせよ。  
日本政府は厳然として存在して居るから之を信頼して行動せられよ。

宮崎知事はこの日、県下の中等学校長・国民義勇隊幹部など集めて、「県民の先頭に立ち、戦争で荒廃した郷土の再建をはかるう」と訓辞した。

考えてもみなかつた敗戦、歴史になかつた初めての体験だけに、会議をいくら開いても、日本がこれからどうなるか、自信をもつて発言できる者はいづ、県民に動搖するな、と呼びかけるのが精いっぱいの情況だった。

県主腦部は、戦争遂行の指導方針をにわかに一八〇度の転換を余儀なくされ、困惑し、とまどつたが、とりあえずは旧体制のまま、食糧の増産、戦災復興、戦災者への援護などに力を入れることにして、中央政府からの指令を待つこととなつた。

**避難騒ぎ** 二十年八月十六日の真夜中、福岡の西部軍司令部から「市内の十八歳から四十五歳までの婦人を全部、緊急避難させるよう手配せよ。これは米軍が上陸するので、知事の判断で処置せよ」という電話があつた。

宮崎知事は、八月十七日、佐賀・唐津両市長に避難させるよう指示した。これは米軍が上陸したら、婦女子があぶないと噂されていたためである。

佐賀市・唐津市の町中はたちまち騒然となつた。佐賀市の場合、北山に通じる川上街道は奥地を目指して落ちのびる市民であふれた。市民のあわただしい動きに気づいた佐賀地区司令官は、次の告諭を出した。

デマを発したり、迷ったりしてはならない。中正な中央部の情報を信頼して行動せよ。いたずらに心をまどわすな

憲兵が神野踏切をはじめ、佐賀市内の要所要所に出動して、避難者に



冷静を呼びかけた佐賀新聞 (昭和20年8月)

家に帰るよう説得した。しかし、わずかな憲兵で、浮き足立った群衆を止めることはできなかつた。

四、五日たつても米軍の上陸は氣配さえなかつた。どうやらデマらしいと気づいた避難者は続々と山を下つた。影におびえたカラ騒ぎだつた。

このような避難騒ぎは県下のあちらこちらで起つて、當時、男子不足のため女子職員を雇つていた職場では機能がマヒした。

この避難騒動の真相について、昭和二十年十二月三日の県議会で、木村宇太郎議員が、沖森知事に質問した。知事の答弁は次のとおりであつた。

婦女子ノ待避問題ニ付キマシテ、去ル八月十六日九州總監府デ九州全部ノ知事ノ會議ガアリマシテ、其ノ席上デ斯ウ云フ指示ガアッタノアリマスガ、其ノ指示ハ西部軍ノ參謀部カラ地方總監ニ対シテ終戦後敵軍ガ上陸シテ來テ婦女子ニ暴行ヲ加ヘルカモ分ラヌ、早急ニ待避ヲシロト云フコトガアッタ、ソレデ九州總監府ハ九州ノ知事ヲ集メテ、サウ云フ指示ガアッタ、ソレデ本県等モ佐賀市及ビ唐津市ニ指示ヲ致シタノアリマス（中略）

結局、避難騒動は責任を追求する相手を失つた形で不間にされた。

**本土決戦体 制の解除** 二総軍（西日本）の麾下、第十六方面軍（九州）下の第五十六軍（北部九州）が管轄し、これに常備軍団隊である西部軍管区部隊が合同編成して、決戦体制をとつてゐた。

県内の主な作戦部隊は、第三百十二師団（千歳兵团、約一万二、〇〇〇人）で、これは福岡県久留米で臨時動員され、二十年七月上旬から中旬にかけて、唐津～伊万里方面に布陣し、東松浦郡相知町に司令部をおいた。八月十五日の詔勅によつて、終戦を迎へ、大勢は平穏裡に戦闘体制の

解除に向かうこととなつた。すなわち、八月十八日戦闘行動停止、二日作戦任務解除、二十三日連合軍の進駐に伴う各軍の指定地域への転進、九月十二日には戦闘序列の解除となり、九州防衛の総兵員約九〇万人は、武装解除・復員していった。

県内の復員状況は、作戦部隊を中心に九月下旬にはほとんど終り、常備軍団隊関係では佐賀連隊区司令部を中心に残務整理を続けていた。これららの軍所有の土地・建物・兵器・軍需物資は、二十年十月以降、佐賀に進駐してきた占領軍によって接收され、軍も同年十一月末の陸海軍省の廃止によって存在しなくなつた。しかし、常備軍団隊の一部は、その職務性質上、その後も業務転換、あるいは民生用として存続し、また占領軍の接收物も民需用として、払下げられた。

国民勤労動員の解除として、八月十六日付で厚生省・文部省員の解散から、応徵者・動員学徒・女子挺身隊などに対する動員解除の通達があつたので、県では八月二十一日解除の指示を行つた。その際、県では「動員に尽した情熱を専ら戦後の食糧増産に向け、今後の苦難の日に備えて荒蕪地の開墾をすすめ、戦後建設に邁進するよう」指示した。このほか、戦争末期に本土決戦に備えて、国民総武装化計画のもとに結成されていた県国民義勇隊および在郷軍人会の支部や分会は、八月下旬すべて解散した。

また、昭和十七年以来毎月八日に実施してきた大詔奉戴日も九月八日に廃止され、急速に戦時色の除去が進められていった。

## (二) 占領軍政

佐賀進駐 連合軍の佐賀進駐は、十月一日にベレツシング大尉の工作

八日には、佐賀進駐軍は佐賀少年刑務所、佐賀測候所、日新国民学校、大和紡績、鍋島村農業会等に分駐し、県庁・市役所・各銀行の玄関には自動小銃を持った米兵がM.P.の腕章を付けて立哨した。

九日には、佐賀連隊区司令部庁舎（佐賀検察庁舎の所在地）を接收して、佐賀軍政部が設置され、星条旗がひるがえつた。



学徒動員の解除 (昭和20年8月)  
(佐賀新聞から)

占領軍の組織　日本を当初占領したのは、米太平洋軍の中の陸軍の第八軍・第六軍、駐日海軍、米太平洋空軍であった。西日本地域は第六軍が管轄し、九州・山口方面は第六軍下の第五海兵軍団（司令部—佐世保）が占領した。二十年十二月末、第六軍司令部が解消したため、所属部隊は第八軍の指揮下に入った。したがって、本県の進駐軍は第六軍、第五海兵軍団の第五海兵師団であった。

日本占領政策を遂行する軍政機構は、当初、西日本地方を第六軍軍政部が担当していたが、前述のように第六軍司令部が解消したため、全国の軍政は第八軍が掌握し、連合軍最高司令部（東京）—第八軍軍政部（横浜）—第一軍団軍政部（京都）—第九十五軍政團（久留米）—第二十九軍政中隊（本部佐世保、佐賀・長崎県を管轄）のルートで行われた。二十一年七月一日以降、軍政機構は日本の地方行政区画に沿って、改正され、ブロック毎に地方軍政部が設置されたため、本県の軍政部（軍政府県班のこと）は九州地方軍政部（福岡）に属することとなった。その後、二十四年七月一日には、第八軍の軍政部が民事部と改称したた

め、本県の軍政部も民事部と改称した。このようになると、軍政部の正式名称は、

「Military Government Company → Military Government Prefectural Team → Civil Affairs Team」

三回かえられた。

その後、占領政策の一端落とともに、各府県の民事部は漸次統合され、二十四年十一月末には各ブロックにおかれていた地方民事部にすべて統合され、二十五年一月には各地方民事部は第八軍から最高司令部（GHQ）に指揮が移り、講和条約の発効とともに占領体制は解除された。なお、本県の民事部は二十四年十一月に九州民事部に統合され、職員は福岡に引き揚げ、各種の指令は九州民事部から直接だされた。

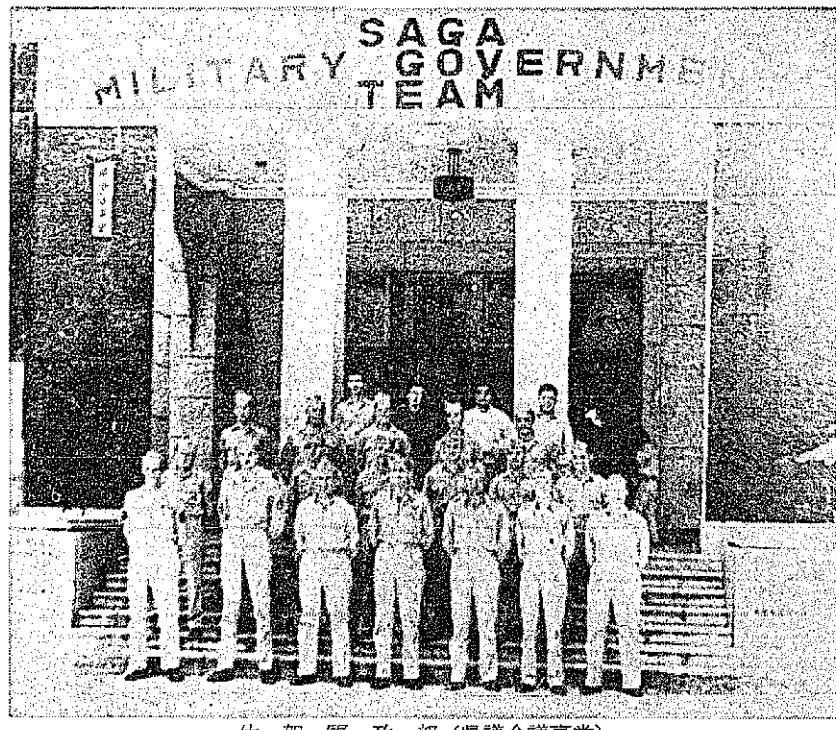
佐賀占領軍　佐賀軍政部は、前述のように二十年十月九日佐賀連隊司令部庁舎を接收して発足、翌二十一年一月九日には、県議会議事堂に移転し、文字通り超憲法的な存在として県政に君臨することとなつた。内部の組織はおむね、司法・教育・経済・衛生の四部門に分かれていた。なお、軍政部員の宿舎は当初、佐賀市内の旅館松川屋を充てていたが、部員の増加、家族の来佐等から佐賀市内の民間の邸宅を借り上げた。

以上のような軍政関係のほか、実戦部隊等が多数存在していた。実戦部隊は、第五海兵師団の一部で、反乱分子の鎮圧、軍施設の接收、武器押収等を任務とし、一時は多数進駐していたが、業務の完了と治安の確保によって二十一年五月頃には佐賀を引き揚げた。これらの主な駐屯場所、業務は次のとおりである。

県会議事堂（佐賀市）　佐賀軍政部

旧歩兵五十五連隊兵舎（高木瀬村）　兵器・弾薬の処理





佐賀軍政部(県議会議事堂)

列車、救済物資輸送の運用にあたる

佐賀警察署 占領軍憲兵(MP)が駐在

鍋島家内庫所(佐賀市) 民間情報収集調査部隊(CIC)が接収し、  
思想調査を行う

佐賀市公会堂 民間情報教育局(CIE)がおかれ、アメリカ製の映  
画・刊行物等の提供

唐津シーサイドホテル 慰安施設

これらの施設のうち、実戦部隊がいた歩兵五十五連隊兵舎、鳥栖工業  
学校、戸上電機、佐賀警察署、県林業会館からは、早期に引き揚げた。

外務課の設置 占領軍の諸要求に応じるため、県はさきに内政部人事  
課内外務係を新設して、これに対応していたが、本格的な佐賀進駐によ  
つて、事務が繁忙となってきたため、十月十日外務課を新設した。職  
員は、課長(人事課長と兼務)、以下属九人、書記一人、計一人であ  
った。

これとともに、翌十一日には占領政策を円滑に受け入れていくため、  
県庁内に県連絡委員会を設置した。委員長は知事、委員は県議會議長、  
裁判所長、検事正、佐賀高等学校校長、鳥栖鉄道管理部長、税務署長、郵  
便局長、佐賀駅長、佐賀少年刑務所長、測候所長等国の出先機関の長の  
ほか、県の部長を加えて構成し、委員会に総務・経済・警備輸送の三部  
をおいた。

鳥栖工業学校(鳥栖町) 西部軍が本土決戦用に田代・基山・麓方面  
に集積した武器弾薬の処理(弾薬の大半は、自動車・鉄道で唐津に  
輸送し海中投棄、残りは爆破処理)

戸上電機(佐賀市) 工作部隊が進駐し、通信・輸送の確保を行い、緊  
急架設用のベリー橋を所有、県内主要道の橋梁の荷重調査を実施

鳥栖駅・佐賀駅 鉄道運用事務所(RTO)がおかれ、占領軍用専用

外務課は、県と軍政部との間の涉外事務の窓口として、占領軍からの  
指令の伝達や各官庁からの報告の提出等多忙をきわめた。

二十四年十一月末佐賀軍政部が閉鎖されると、福岡の九州民事部との

連絡にあたった。その後の占領軍政策の一環落と共に、二十四年十二月広報課と改め、広報業務を併せて行うこととなつた。

**占領軍政**　日本は、昭和二十年八月十日ポツダム宣言を受諾し、九月二日には東京湾のミズリー号上において降伏文書に調印し、連合軍の管理下に入った。

占領政策の大きな眼目は、次のとおりであった。

一　日本から軍国主義者および極端な軍国主義者を排除する

二　民主主義・自由主義的傾向を徹底せしめる

三　経済の非軍事化・民主化

これはポツダム宣言に明らかにされ、二十一年九月二十一日の米国の「初期対日方針」に一層明確にされた。翌十月十一日、連合軍総司令官マッカーサーは、五大改革（婦人参政権の付与、労働組合の助長、学校教育の自由化、治安維持法等の廃止、経済の民主化）を発表するなど、各種改革が実施に移されていった。

これらの改革は、日本の管理方式が間接統治となつたため、GHQは、一般命令・指令・覚書を次々と日本政府に発し、政府はこれに応ずるため、二十年八月二十六日終戦連絡事務局を設け、地方にも具体的実施を要求した。法律の改廃を必要とする事項のうち、迅速に実行を必要とするものについては、同年九月二十日「ポツダム宣言ノ愛諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」という緊急勅令を制定した。これは広範囲な授権立法であり、これに基づいて各種命令（通称、ポツダム勅令と称される）を制定して、占領軍の要求に対処した。

佐賀軍政部は、これらの諸改革の県内における実施について、直接・間接に、指導・監督・監視した。有無を言わぬ態度で臨み、たとえば、二

十二年八月、肥料配給公團が発足し、肥料の配給系統が従来の県農業会から、同公團支所に変更され、登録制度が採用されたため、末端において配給が滞り、秋作に支障をきたした。占領軍は、同年十二月一日「四十八時間以内に配給せよ」と指令し、たちどころに配給が完了したことであった。

場合によっては、「好ましからざる人物」として人事に介入、あるいは占領目的阻害行為として軍事法廷に送つた。また、終戦直後の食糧危機突破、非常石炭増産、農地改革、六・三・三・四の学制改革の諸改革は、占領軍の権威の後盾があつてこそ、実行できたのである。

占領政策は、初期には

武装解除と治安に重点が

おかれ、進駐早々着手し

たのは、旧日本軍施設の

接收・武器弾薬の処理、

民間所有の武器の提出命

令であった。

民間の武器の提出は、

「昭和の刀狩り」と称さ

れるもので、県は十月一

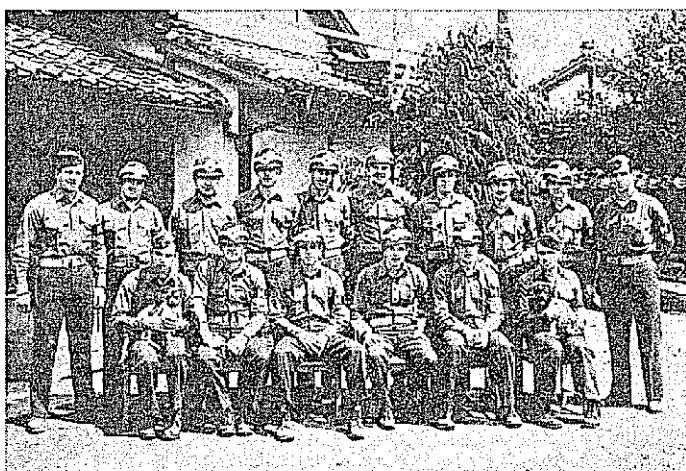
日から各警察署を通じて

各家庭に回覧版をまわす

など提出を呼びかけた。

終戦から二十二年二月十

五日までの武器回収は、



占領軍のMP（田上七四郎提供）

日本刀二万七、一七三本、軍刀七〇三本、指揮刀二、八〇九本、その他  
の刀剣五、五二四本、銃剣九、六〇一本、拳銃四〇八丁、獵銃三、六〇  
〇丁に達した。

旧軍関係の主要な接收施設は、旧佐賀歩兵五十五連隊兵舎と日達原飛  
行場があった。

治安が確保されると、二十一年四月頃から具体的改革の実施に着手し  
ていった。

また、国際情勢が冷戦の方向に向かうと占領政策も、従来の非軍事化・  
民主化が反共政策へと転換していく。

占領下では、新聞・刊行物にはプレスコードがあり、「佐賀にわか」  
の脚本にも検閲済印が必要であった。また集会についても、集会届が必  
要であった。

## 〔二〕公職追放

日本占領の連合国軍総司令部は、日本民主化の重要な政策として、一  
切の公職から戦争指導勢力を排除する公職追放を行った。この実施段階  
は次のとおりである。

### 一 応急的追放

二十年十月四日 思想警察の廃止に伴う特高警察官の罷免  
同年十月三十日 軍国主義教員の即時追放

### 二 第一次公職追放

二十一年一月四日 好ましくない人物の公職よりの除去  
ある種類の政党、協会、結社その他の団体の廃止

### 三 第二次公職追放

## 四 公職追放の解除

二十五年十月～二十七年四月（平和条約の発効）

第一次公職追放 二十一年一月四日、GHQは「好ましからざる人物  
の公職よりの除去に関する覚書」を発した。これを受けて、政府は、覚  
書をほとんどそのまま盛り込んで、二月二十八日勅令第一〇九号「公職  
に関する就職禁止、退官、退職ニ関スル件」を発して具体化した。主な  
該当範囲は次のとおりであった。

### 一 戰争犯罪人（A項）

### 二 職業陸海軍職員（B項）

三 極端な国家主義的団体、暴力主義的団体または秘密愛国団体の有  
力分子（C項）

四 大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会の活動における有力分子  
(D項)

五 日本の膨張に關係せる金融機関並びに開発機関の役員（E項）

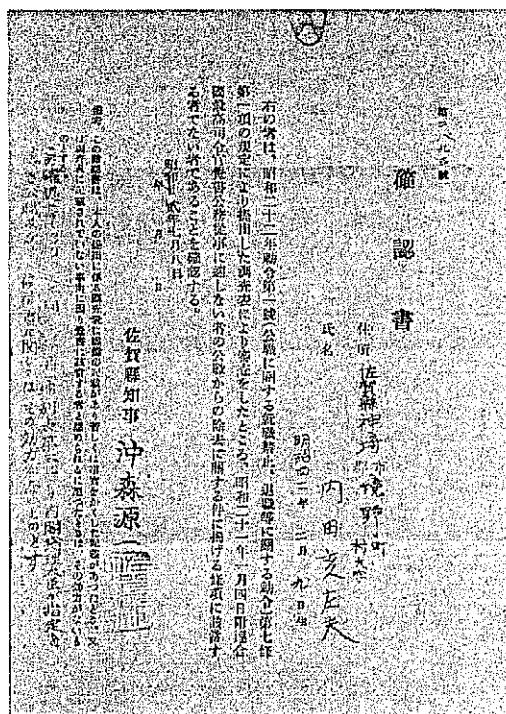
六 占領地の行政長官等（F項）

七 その他の軍国主義者および極端な国家主義者（G項）  
(注) ( ) のアルファベットは、覚書付属書の種類

公職追放の審査は、当初法令の根拠に基づかない組織によって行われ  
たが、二十一年七月には内閣に公職適否審査委員会が設置された。

この公職追放は、当時の日本政界に大きな衝撃を与えた。二十一年一月  
執行予定の第二十二回総選挙は、資格審査に手間どるために、同年四月に  
延期された。この第一次公職追放では、審査八、八九九人、追放該当者

二十二年一月四日 公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する  
勅令の改正



公職審査の確認書 (内田亥佐夫提供)

一、〇六七人に達し、戦時中の、有力指導者は軒並み公職から追放された。この追放を契機に政界は一新され、新人の登場が顕著であった。本県関係では、二十一年四月総選挙の立候補資格審査申請者四五人のうち、七人の失格者を出し、この中に前（元）代議士四人が含まれていたなど、県政界においても大きな打撃を与えた。

第二次公職追放 二十二年五月の新憲法施行に際して、新しい政治体制を決める同年四月の各種統一選挙の執行を前に、同年一月四日勅令第一号をもって、「公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令」を全面改正した。これは、適用範囲を、地方公共団体の長・議員・吏員さらに町内会・部落会等まで大幅に拡張するなど、ばく大なものであり、特に地方公共団体に与える影響は大きなものがあった。

この審査機関として、中央公職適否審査委員会のほか、都道府県、市（人口五万人以上）にも新たに公職適否審査委員会が設置された。

追放解除 公職追放の審査は、短期間にしかも大量に行われたため、再審査を要求するものが続出し、このため、二十四年二月中央に公職資格訴願審査委員会が設置され、解除の途がひらかれた。

二十五年六月、朝鮮動乱がぼつ発し、國際情勢は冷戦の方向に転換し、公職追放は解除されることとなつた。まず、二十六年六月二十日中央指定二、九五八人（県関係二八三人）、同月三十日知事指定六一二人の解除がなされ、二十七年四月の講和条約発効とともに公職追放はすべて消滅した。

地方指定では、二十二年二月二十七日県内務部地方課内に県公職適否審査委員会（委員五人）を設置し、審査にあつた。同委員会は、発足以来五六回にわたって審査を行つて来たが、大体において所期の目的を達したため、二十三年五月十日をもつて廃止され、事務は知事の所管に移され、地方課の特別審査係が担当した。

審査状況は、二十三年八月二十日現在、九、四一三件を審査し、該当は七二三件であった。該当の内訳は、職業軍人二九、大政翼賛会・翼賛政治会・大日本政治会関係三四七、その他の軍國主義者・極端な國家主義者三四七となっていた。

一方、中央指定では二十四年七月現在、県関係者は二、四七三人に達した。

### 三 地方自治制度の改革

#### (一) 新憲法の公布

戦後、諸制度の改革を推進するについて、まず、国家の基本法である憲法の改正が必要であった。連合国軍総司令部の指示にもとづき、昭和二十年十月、憲法問題調査委員会が設置され、改正のための本格的な検討がはじめられ、憲法問題は政党や民間の間でも大きな論議を呼んだ。

政府は二十一年三月、「憲法改正草案要綱」を定め、現憲法の原型となつた「憲法改正草案」を発表した。國民主権、戦争放棄、基本的人権の享有などを定めた草案は、國民一般にとつて画期的な憲法として好評であつた。同年十一月三日、日本國憲法が公布された。

県では、この日、新憲法公布を記念し、心尽くしの米二合と祝賀酒を特別に配給。催物として地方自治功労者の表彰を行つた。唐津市では名物の山笠をひくなど、街は祝賀一色に塗りつぶされた。

当時、戸澤知事は病氣で休職、武下一郎知事代理（内務部長）は、県会議事堂で挙行された祝典に出席、新憲法発布の意義と、十月三十日東京で開催された地方長官会議の状況、天皇陛下参内のお言葉などを伝達した。歌人でもあつた武下一郎のその日の日記には「もろともに力協せて國民は、新しき國建つべかりける」としるしている。

憲法の普及 政府は、五月三日の新憲法施行を前に、國民に趣旨を普及するため、内閣直属の憲法普及会を設置した。

県においても二十二年二月二十日憲法普及会県支部を設け、各界代表



五月三日の新憲法施行記念式典は、佐賀市公金堂で開催され、各界代表三百〇〇人が出席し、沖森知事は、「今日、新憲法施行の意義深い佳き日をむかえ、我ら県民は喜びと感激にたえない。この日から我々の希望である主権は我らのものとなり、明るく正しい民主政治こそ新生日本の歴史ある前途であろう」と前置きし、憲法の施行に対する抱負と希望を述べた。また、県内各地でも多彩な催しがなされた。

## (二) 府県制から地方自治法へ

新憲法下の地方制度に関する大きな特色は、憲法に「地方自治」の章が設けられたことである（第八章）。

このことは、地方自治制度が憲法上の制度として認められ、保障されたことである。ちなみに旧憲法時代には、憲法上の規定がなく、また府県制・市制・町村制のそれぞれ単独法に扱っていた。

憲法改正案の検討とともに、地方制度について二十一年三月頃から改革が検討され始めた。

二十一年九月地 地方自治法制定前的地方自治制度は、前述のように、方制度の改正 府県については府県制（明治二十三年五月制定）、市については市制（同二十一年四月制定）、町村については町村制（同二十一年四月制定）と、それぞれ別個の法律に基づいていた。その性格は、中央集権的であり、例えば府県について①知事は政府の任命する官吏である、②知事は、県会に対し優越的地位にあり、解散権や議決取消権を有し、また原案執行権をもっていた。

二十一年三月には、政府の「憲法改正草案」に知事公選を含む地方自治に関する規定が盛り込まれるなど、憲法改正とともに知事公選が大きな世論となってきた。このようなことから政府は、二十一年七月、地方制度の改正に関する一連の改正案を帝国議会に提出し、九月二十七日公布された。

この改正の内容は、憲法改正草案の趣旨をくんだ画期的なものであり、住民自治や地方分権が強化された。主要な改正点は、次のとおりである。

### 佐賀県訓令甲第五十号

市町村

新日本建設のため、民主政治の進展を期するためには地方自治の発達を期さなければならない。よつて政府は現下の国情と地方行政の愈々重大であるに鑑み、市制町村制を改正せられたのであるが、その趣旨とするところは憲法改正の精神に則り、住民自治の原理に従つて男女を均しく地方自治に参与させ、団体の長の公選をはじめとして住民の直接自治参与の範囲を拡充し、民主主義の要求に基く地方議会の権限の拡張を計り、選挙の公正を期するため選挙管理委員会を設置する等日本再建の礎として、地方団体の組織及び運営の民主化を図り以て地方自治の本旨の徹底的実現を期するに在る。而して今回の改正が果して克くその所期の成果を挙ぐるか否かは、かかるてその運営の如何に在るのであるから、市町村長は直しく本改正の本旨に徹し、常に与論の眞の所在を的確に把握し住民自治の本義の実現に努めると共に、かりそめにも権力を濫用して民意の暢達を阻止することがないやうに戒慎しなければならない。

叙述上の趣旨は、部下吏僚は間より広く一般地方住民にも周知徹底させ、地方政治が眞にその住民の創意と責任において運営され、日本の民主的發展の基礎を培ふことができるやうにすると共に、地方自治の真髓を發揮昂揚顕現し國家再建に最善の努力を尽さなければならぬ。

右訓令する。

昭和二十一年十月十四日

佐賀県知事 戸澤盛男

- 一 選挙権の拡充、特に婦人参政権を付与した
- 二 地方公共団体の長を直接公選とした
- 三 議会の権限を強化した
- 四 直接請求権を付与した
- 五 監査委員制度、選挙管理委員会を新設した

地方自治法の制定 二十一年九月の地方制度の改正は、旧制度をほとんど全面にわたって改革するものであった。しかし、旧憲法の下の諸制約もあって、不徹底を免がれず、次の帝国議会までに改正案の提出を約束させていた。また、特に公選による知事の身分に論議が集中し、新憲法施行の日まで暫定的に官吏とすることに修正をみている。

このようなことから、二十一年十月二十四日地方制度審議会が発足し、十二月二十五日答申があり、これをもとに地方自治法案が作成され、翌二十二年三月十五日第九十二帝国議会に提出された。そして、三月二十八日可決成立、四月十七日法律第六十六号として公布、五月三日新憲法とともに施行された。

以来、地方自治に関する基本的法律として今日に至っている。

地方自治法は、二十一年九月の地方制度の改正を、さらに地方分権化し、自主性・自律性を強化している。主要な内容（都道府県関係）は次のとおりである。

一 従来、地方自治制度に関する諸法律（府県制、市制、町村制、地方官制）を地方自治法一本に統合した

二 知事を公吏と改め、知事の高級補佐機関として新たに副知事をおき、会計の公正を期すため、出納長をおいた

三 内務大臣の県に対する一般的監督権を廃止した

四 議会の地位を強化し、参事会制度を廃止するとともに常任委員制度を採用した

改正の経過 その後、地方自治法は、今まで数十回の改正がなされたが、主要な改正のうち占領下のものは、地方分権・民主化をさらに徹底した内容であった。独立後は事務の能率化・簡素化・財務改正に重点

がおかれた。主な改正の経過は次のとおりである。

#### △二十二年の改正▽

この改正は、国の地方公共団体に関する関与を排除し、地方公共団体の自主性を強化し、自律性を徹底することに重点が置かれた。

一 県の権能を拡大し、従来の公共事務、委任事務のほか、行政事務を加えた

二 自治立法権を拡充し、その実効性を確保するため、条例に刑罰立

法権を委任した

三 都道府県の部制を法定した

#### △二十三年の改正▽

一 地方公共団体の権能の明確化

二 地方公共団体の長の議会に対する一般的拒否権制度の採用

なお、右の地方自治法の改正のほか、この年、警察法の改正（三月施行）と教育委員会法（十一月施行）が制定されて、従来最も国家の重要な事務と考えられていた警察や教育が自治体に移され、地方分権的政治体制に転換した特質すべき改革がなされた。これは、ともに地方財政の過重をもたらし、また運営面では地方公共団体の長と教育委員会との間の調整が問題化した。

#### △二十七年の改正▽

二十七年四月講和条約が発効し、日本は独立を回復したが、この新事態に對処して、地方制度についても改正がなされた。改正の眼目は、地方自治体の自主性を強化すること、組織運営の簡素化におかれた。

一 機関委任事務を明記して、地方の事務の膨張・経費負担増の抑制をはかった

二 議会の定例会の回数を減らし（年六回を四回に）、議員定数を条例で減少することとした  
三 各種行政委員会の簡素化をはかった  
△三十一年の改正▽

この改正は、地方行政の簡素化・能率化が中心であった。

一 都道府県と市町村の機能分担化、すなわち都道府県は「市町村を包括する広域の地方公共団体」、市町村は「基礎的地方公共団体」と明文化された

二 指定都市制度が新設された

三 議会定例会の開催回数について、従来一律年四回を、条例によつて年四回以内と定めることができるものとした

四 県の法定局の数を超えて、設けようとするときは、内閣総理大臣と協議を要するものとした  
△三十八年の改正▽

この改正では、地方財務制度全般についての改正が中心であった。

一 財務組織について、議会の権限、長の職務権限、監査委員等に関する規定を整備した

二 財務会計の運営全般に関する規定を整備した

三 特別地方公共団体として地方開発事業団制度を設けた

### 〔一〕 政治体制の変革

戦争の責 古領開始後、特高警察官の罷免、戦争犯人の逮捕等、責任と反省 時中の指導者に対する占領軍の責任追求は次第に厳しくなり、また一般国民の間においても反省の声が大きくなり、二十年十一月

一日には衆議院において「戦争責任に関する決議案」が可決されている。このように、戦争遂行から一転して責任が求められる情勢下になつてきたため、地方の第一線の指導者の中には、自ら責任を取つて公職を辞す者が続出してきた。

本県では、県政の最高責任者である宮崎謙太知事が九月末に九州総監府に辞表をだしたのを始めとして、十一月末頃から東松浦郡内の町村長・議員の中から辞職者が続出した。また、戦時中、大政翼賛会支部と並び県政界の中枢にあつた大日本政治会県支部は、十月二十日解散を声明し、これに代つて旧無産政党の復活を始めとして、新しい政党結成の胎動も大きくなってきた。

二十一年一月四日には、第一次公職追放が指令され、本県においても

## 東松浦郡 全田 栄之助

諸君各方面にわざわざ駆け上りてお見送りの三昧がある。さうしてはれ、政治の聲が出版四十

に於ても、時下の聲が上じて申

て申さるに至る所である。

かくの如きに於ては、本県の政治家

が、その如きに於ては、本県の政治家

が、その如きに於ては、本県の政治家

が、その如きに於ては、本県の政治家

が、その如きに於ては、本県の政治家

が、その如きに於ては、本県の政治家

長の初巡視

任 勤務の初日は、昭和二十一年十二月二日、佐賀新聞から

戦時中の上層指導者に打撃を与えた。

民主化の息吹き 占領軍の上から民主的改革のほか、一般県民による下からの改革への動きも漸く盛り上がりってきた。三養基郡内の町村では、住民の直接投票によって、町村長を公選する動きが発生した。

従来、町村制（明治二十一年四月制定）のもとでは、町村長は議会が選出し、県知事が認可していたが、昭和二十一年九月の地方制度の改正により、住民の直接選挙に切り替えられた。

この改正前に、田代町では町長の辞職を契機に、後任町長を住民の直接選挙で選出することにし、二十一年五月三十日住民投票を行って（この日は、得票が過半数に至らず、翌月六日決戦投票に持ち越された）、第一位の得票者を知事に認可するよう申請した。なお、婦人参政権等についても、有権者数等から推して、認められないようであり、各戸一票の投票と思われる。八月には、鳥栖町に波及した。

町村長の大量辞任 二十一年一月の第一次公職追放の成果について不満であったGHQは、同年夏頃から適用範囲の拡大を準備し始めた。この第二次公職追放の適用範囲が次第に明らかになり、十一月八日にいたり、政府は「地方公職に対する追放覚書の適用に関する件」を発表した。この中で、特に昭和二十年九月一日以前から引き続き、町村長・助役等の地位にある者は、次の選挙への立候補が禁止された。

この立候補禁止は、二十二年一月四日の第二次公職追放と併せて、「市町村長の立候補禁止等に関する勅令」として法制化された。また、戦時中多くの町村長は、追放の該当になる大政翼賛会や帝国在郷軍人会等の町村支部長の職を兼ねていた。

このような情勢から、二十一年十一月頃から追放該当決定を前に、町

村長・助役・議員・町内会長等の間に自発的に職を辞すものが大量にでた。二十一年十一月十日現在、一二〇町村長のうち追放該当者が八五人もあった。

このため、県は食糧供出等重大な時期にあるため、次の選挙まで留任を慰留したり、積極的に後任者を認可し、助役の代行をたてたりするなどした。

また適任者がいない場合は、県事務官を派遣して職務管掌させ、行政のマヒを防いだ。

二十二年一月、いよいよ第二次公職追放が実施に移され、公職追放に基づく資格審査は県会議員にもおよび、同月二十一日には県会議員一三人が任期満了をまことに辞任した。

首長の公選 戰前の旧地方制度のもとでは、知事は官吏であり、天皇の任命する勅任官であった。市長については市会が候補者を内務大臣に推せんし、勅裁を経て内務大臣が選任した。町村長については町村委会が選挙して知事の認可を受けるしくみであった。



第1回統一地方選挙の結果をみる佐賀市民 (昭和22年5月、佐賀新聞から)

昭和二十一年九月の地方制度の改正により、従来の中止統制の強い首長選出方式は、満二十歳以上の男女有権者の投票に基づく、直接選挙による選出方式に改められた。

この新しい制度による第一回の選挙が、新憲法の施行の前月、すなわち二十二年四月一斉に行われた。この月は、知事、市町村長の首長のか、衆議院・参議院・県議会・市町村議会の議員の選挙も執行され、同月に四回の選挙があった。

選挙の特色は、新憲法の施行を前に、新しい政治体制を決定するものであり、戦時中の指導者を公職追放令により一掃するため、立候補の適格審査が各級選挙に実施されたことである。立候補者は、始めて参政権を付与された婦人も立候補するなど、新鮮な顔ぶれであった。

選挙の執行も、従来の知事・市町村長に代って、新しく発足した各選挙管理委員会があたった。また、演説会の公演、新聞告示、選挙公報の発行、選挙費用の公表など、公営選挙の第一歩を進めた。

首長選挙は、四月五日に実施され、知事では七人が立候補し、東京都に次ぐ激戦であった。市町村長では一二三市町村のうち、無投票はわずかに一三町村、立候補者が多かったのは、吉田村・北方町・北茂安村の九人を筆頭に、北波多村・多久町七人、四人以上の立候補のあった市町

村は四〇を数えた。また、法定得票数に満たず、決戦投票を持ち越されたものは、佐賀市・唐津市・高木瀬村・北茂安村・吉田村の五市村であつた。

さらに、四月三十日には、地方議会議員の選挙があり、県議会議員選挙は昭和十七年四月の翼賛選挙以来五年ぶりで、定数四三人に一一九人が立候補した。当選者は、前・元議員各一人で、他は新人という新鮮

さであった。投票率はいずれも高かった。

## 四 県政の動き

### (一) 宮崎県政（二十年八月～二十年十月）

終戦時の知事は、東京都長官官房財務課長から昭和十九年八月一日付で任命された宮崎謙太であった。

終戦直後、官公庁はもとより、県民も戦時中の緊張から、にわかに解放されたが、敗戦という未経験の事態に当面して、ただ、ぼう然としてなすべきすべを知らないという混迷虚脱状態が一時的にあつた。中央からの指令もすぐには到着せず、県首脳は戦時遂行方針をにわかに転換することに、困惑ととまどいを感じた。

このため、終戦直後は県民に輕率・盲動を避け、慎重に行動をするよう呼びかけるのみであった。次いで戦時体制から平時体制へ徐々に転換していくつた。

十月六日には、占領軍の佐賀進駐が開始され、占領軍政の第一歩が踏みだされた。

一方、県内では、戦災によつて被害を受けた住宅・学校の復旧が緊急課題であったため、県政協力会議を招集し（十月十日）、復興計画を決定した。この年の秋は、集中豪雨（九月四日）、枕崎台風（九月十五日）、阿久根台風（十月十日）等による災害が連続し、戦時中の荒廃に拍車をかけ、このため二十年産米が大凶作となる原因になつた。軍需品生産に総力を擧げていた県内の各工場は、従業員の離職、応募者などの

帰郷、需要の停止でマヒ状態となっていた。炭鉱でも、同じく労務者不足に陥り、出炭量は激減していた。県人口は、疎開者・引揚者・復員者で急速に増加し、また、占領軍の戦時中の指導者に対する責任追求も始まろうとしていた。

まさに、事態の急転換、経済・社会の混乱の幕明けであった。

この中で、富崎知事は、戦時中の県政の最高指導者としての責任を取れり、九州総監府を通じて辞表を提出（九月下旬）、十月二十七日付の地方長官大異動で、退官した。

## （二）沖森県政（二十年十月～二十一年七月）

政府は、終戦直後の難局を乗り切るため、地方行政の陣容立て直しを決意し、十月二十七日付で二七都道府県知事の異動を行った。

本県知事には、長野県内政部長であった沖森源一が起用された。沖森知事は高等小学校卒から高文試験に合格した努力家で、当時、高等小学校卒の学歴の知事は異例の人事であった。

この時期には、本土決戦体制はほとんど解除されていた。政治的には占領軍による民主化政策が次々と登場し、ことに戦争犯罪者に対する追求は厳しさをまし、二十一年一月執行を目指して準備を進めてきた第二回総選挙は、占領軍によって四月に延期され、公職適否審査の閑門を通過しなければ立候補できなかつた。

政治的自由の確保により、政党・労働組合・農民組合が復活し、労働争議も多発してきた。経済では、二十年産米の大凶作・輸入食糧の途絶・人口増加のため、食糧危機打開が最大の政治課題であった。また、物資不足と激しいインフレの嵐は、預貯金の封鎖・新円発行・物価統制令

の施行（二十一年三月）を必要とした。

沖森県政の最大の課題は、食糧供出であった。二十年産米の本県収量は七四万石で、明治三十年以来の大凶作であった。県は当初、予想収穫高を八五万石とし、六五万石の供出を各市郡に割り当てた。しかし、不作が明らかとなつたので、減額補正を政府に要求したが、全国的に不作であつたため実現しなかつた。

この六五万石割当の実現のため、努力がはらわれ供出促進が行われたものの、二十一年一月末現在で、供出率は六三・七%であった。供出不



（昭和21年7月、佐賀新聞から）

成績は、全国的なもので、政府は食糧緊急措置令（二十一年二月）を制定して、供出不良農家から強制的に食糧を収用する「強権発動」に踏み切った。

最悪の事態を前に、知事を先頭に農家に供出を勧める「供米行脚」が展開されたが、成果はあがらなかつた。一方、需要では、消費県の食糧不足が深刻となり、五月末までに二八万石を県外に移出したが、知事は県内の食糧事情の悪化から、以降の県外移出を断つた。

政府は、七月八日付で供米不振を理由に六県の知事の退官を発令したが、その中に沖森佐賀県知事も含まれていた。

### （三）戸澤県政（二十一年七月～二十二年三月）

沖森知事の後任は、静岡県内政部長であった戸澤盛男が第三十九代知事として発令された。

この時期は、日本国憲法が公布（二十一年十一月）されて、新日本の政治体制が明らかにされた。一方、地方制度においても、府県制・市制・町村制の大改正（二十一年九月）があり、首長公選制など住民自治が強化された。

また、占領政策が具体化し、第二次公職追放（二十一年一月）により、

戦時中の指導者に対する責任追求は、町内会長までおよんだ。経済民主化も一層進み、第二次農地改革の指令（二十一年十一月）、統制団体の解散が行われた。

### （四）金山県政（二十二年三月～二十二年四月）

戸澤県政の最重要施策は、食糧危機の突破対策であつた。当時の国民の最大の関心事である食糧は、二十一年夏から秋の端境期に至る間、未だ有の食糧危機に陥り、大都市では食糧の運配・欠配が続出した。

この食糧危機をのり切ることは、國民的課題であった。また、前任知事が食糧供出不振を理由に退官させられていただけに、力が入れられたのは当然であった。

県・郡・市町村の各段階に、食糧危機突破対策本部を設置し（二十二年七月）、食糧増産・供出の確保・未利用資源の確保等、国民学校児童まで動員して、食糧の確保に努力がはらわれた。消費段階では、「摂県食い延ばし運動」が展開されたが、食糧事情は窮乏の一途をたどり、主食の一割減配（八月）や、米なし配給（十月）となつた。十一月に至り二十二年産米が供出されて漸く平常に復する状態であった。

一方、食糧供出では、農民の自主的供出運動も大きく盛り上がり上がつてきたが、反面、日本全体が一種の飢餓状態にあつたため、本県は生産県の責務として供出が強力に推進され、食糧の強制収用や占領軍による強制的ジープ供出も行われたため、一部では農民の反発を受けた。

そのほか、多数の疎開者・引揚者などが県内に殺到したため、越冬同胞援護運動を全県的に（二十一年秋）、故國やふるさとではじめての冬を迎える人々の生活対策を推進した。

戸澤知事は、第一回の本県知事選挙に立候補するため、二十二年三月十一日付で退官した。

戸澤知事の後任は、栃木県内務部長から二十二年三月十一日付で発令された金山国治であった。第一回知事選挙では、「現職知事の身分で、立候補することは好ましくない」との内務省見解により、前任者が退官した後で、公選知事誕生までわずか一ヶ月の任期であった。

この間、新憲法下の新しい政治体制を決める選挙が控えていた。四月に、知事・市町村長（五日）、参議院議員（二十日）、衆議院議員（二十五日）、県・市町村議会議員選挙（三十日）が予定されており、いわば「選挙管理知事」であった。そのほか、新学制の施行（新制中学）を目前にしていること、さらに食糧供出・農地改革など重要事業が山積しており、短期間でも欠員を許されなかつたためである。

金山知事は、四月五日、公選による後任知事が決定したので、四月二日付で本県知事を退官した。

#### （五）第一期沖森県政（二十二年四月～二十六年四月）

第一回知事選挙において、沖森源一（元本県知事）は、圧倒的な県民の支持を得て、第四十一代知事、また初代公選知事として、返り咲いた。四月十五日知事は初登庁し、翌日就任の抱負を述べたが、時局柄、「占領政策協力、供米確保」を強調した。なお、知事としての身分は、政府が旧制度に基づいて四月十二日付で官吏としての佐賀県知事に任命し、五月三日の地方自治法施行と同時に公吏に切り替えられた。

地方自治法は、知事の最高補佐機関としての副知事、会計の公正な執行にあたる出納長を新設した（知事を含めて、三役と通称）。新しい陣容として、県議会の同意を得て、副知事には六月四日付で大濱芳雄（元本県内務部長）、出納長には九月二日付で横尾将夫（県食糧課長）を起用した。

全國 この時期は、引き続き、地方制度が地方分権・住民自治の方針で強化され、自治体警察（二十三年三月）、公選による教育委員会制度（二十三年十一月）の発足等、從来知事の一元的管理運営のもとにあ

つたものが、行政委員会制度の採用により、民主化されると共に多元化してきた。

税財政制度では、シャウプ勧告に基づいて、新地方税法が制定された（二十五年）が、都道府県は間接税中心の税体系となつた。

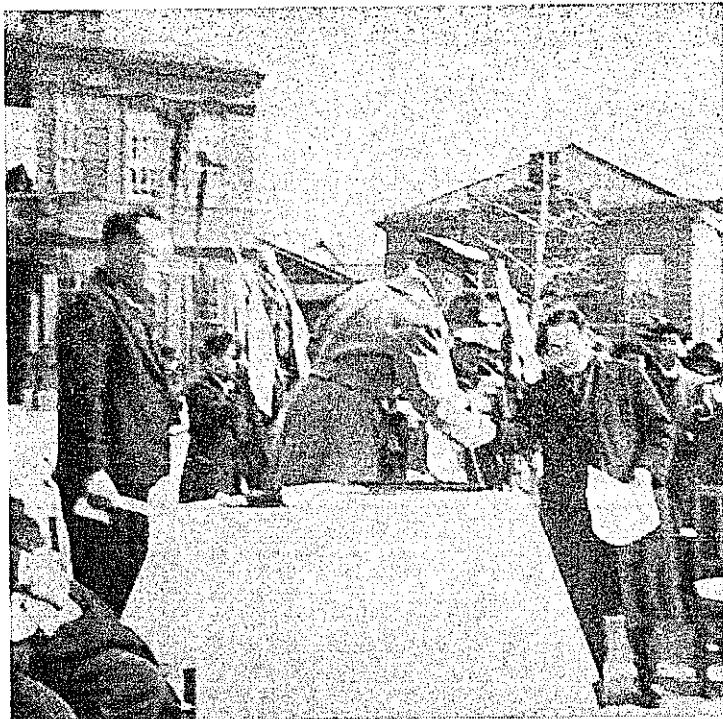
占領軍の経済民主化政策では、農業では従前の農地改革から農業団体（農協の設立）・指導事業（改良普及事業の新設）に波及、漁業制度にも改革が加えられた（水産業協同組合の設立と漁業権制度の改正）。民生では、生活保護法（二十一年）、保健所法（二十一年）、児童福祉法（二十三年）、緊急失業対策法（二十四年）など画期的な法律が制定をみた。

しかし、これらは反面、行政需要の増大をもたらし、地方財政の悪化を惹き起こした。

経済情勢は、終戦時の日本経済の徹底した民主化から、経済の再建・自立へと転換し、経済九原則の実施（二十三年十二月）により、インフレーションの克服・経済の自立がはかられた。これにより、インフレーションも収束し、物価統制・需給調整事務は次々と解除され、自由経済に復帰していった。反面、不況が深まり、二十五年に入ると深刻化した。

その後、朝鮮動乱のぼっ発（二十五年六月）により、特需ブームがおこり、日本経済は急速に戦前の水準へと回復していった。

佐賀県 沖森県政の主な施策は、初期は、まだ食糧危機状態にあったため、食糧の確保であり、また、教育・警察制度の改革、衛生・民生等の整備充実など、各種制度の改革とその定着、後期に入ると経済の自立方向に即して、県産業振興対策審議会の答申に基づく、県内産業の基盤整備であった。



占領軍から供米完遂の表彰を受ける沖森知事 昭和23年2月  
(鶴崎和巳提供)

食糧供出は、引き続き強力に推進され、二十二年産米は供出率一〇〇・二%を達成し、占領軍第八軍司令官アイケルバーカー中将から感謝状を贈られている。

各種制度の改革では、今日の農地制度・教育制度・保健所を単位とした地域保健組織など多くのものが、この時期に成立をみている。

産業では、施策の指針として、県産業振興対策審議会を設置し（二十二年八月）、この答申に基づいて行うこととした。同審議会は「県経済の復興・産業県是」の使命のもとに、数次にわたって重要な答申を行った。

なお、この期の沖森県政にとっての痛恨事は、県庁舎が焼失した（二十四年二月）ことである。このため復旧対策が急がれ、二十五年十一月には新築の現県庁舎が完成をみた。

#### 内 第一期鍋島県政（二十六年四月～三十年四月）

二十六年四月の知事選挙で、現職の沖森源一を一七万票の大差で破り、当選した鍋島直紹（前県教育委員会副委員長）は、当時三十八歳、全国最年少の知事として注目された。また、県民は地元知事として親しみをもって迎えた。

第一期鍋島県政の陣容として、六月七日付で副知事に館林三喜男（元東京都教育局長）を起用した。館林は、衆議院議員選挙出馬のため、二十七年八月辞任したので、後任に横尾将夫（県出納長）を起用した。

全國 この時期は、対日平和条約の発効（二十七年）により、日本は主権を回復し、占領下の法制の見直しがなされ、地方制度では行政の合理化・能率化に主眼が置かれた。自治体警察は廃止となり、現在の県警察本部制度となつた（二十九年七月）。

地方財政では、シャウプ勧告に基づく地方税制度の改革が地方財政の悪化をもたらし、折りからの経済界の不況と重なり、極度の財政悪化を呈した。市町村行政では、町村合併促進法の制定（二十八年）により、全国的に合併が強力に推進され、町村の規模の拡大と行政能力が強化された。また、日本経済の復興を反映して、国土総合開発法（二十五年）など各種地域開発立法が登場してきた。



西日本大水害で大野国務大臣に災害状況を説明する鍋島知事（前列右3人目）

の六割）に達した。災害救助・復旧対策は官民を挙げて行われた。

二十九年度はいよいよ県財政の破たんが明らかとなつた。まず、二十九年度財政は歳出に見合う歳入がないという歳入欠陥が生じたため、次年度一般財源から二億七、七〇〇万円の繰り上げ充用を行つた。また、二十九年度当初予算の段階で、約一三億円を上回る赤字が予想され、財源には、六億六、〇〇〇万円の歳入の水増しがなされていた。このため、歳出の節減が必然化した。

赤字の原因は、①シャウプ勧告に基づく地方税財政制度が特に本県のような農業県に不利であった、②人件費の増大、③西日本大水害による財政負担であった。

県は、五月県会に、機構の縮小・人件費の節減を目的に、県部設置関係条例案など八議案を提出したが、議会混亂のうちに審議未了となつた（二十九年六月七日）。

その後、歳計現金の操作が著しく困難となり、期末勤勉手当の支給延期（二十九年六月十五日）、七月給料の半額支給という全国初の給料遅払いの事態を惹き起こした。

佐賀県 鍋島県政発足当初は、特需景気などの経済情勢から積極的姿勢であり、県勢の浮揚をはかる県総合開発計画の策定、企業の誘致など活発であった。しかし、景気の下降、地方財政の予想以上の悪化、加えて大水害があつて、県財政の破たんをきたし、任期の後半は正に財政の立て直しに傾注したといつても過言ではなかつた。

二十八年六月下旬、記録的大豪雨が北部九州を襲い、六十年ぶりの大災害となり、これがいわゆる西日本大水害であった。本県では死者五九人、行方不明二人、負傷者三十三人で、被害額は二四九億円（原民所得

九月県会では、人件費を含む一般財源三億五〇〇万円の経費削減、これに伴う関係条例案等を提案し、いわゆる「乱闘県会」で可決された。

この財政再建問題は、三十年の自主再建計画の策定、さらに三十一年の地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体指定まで、長引いた。財政悪化を反映して、以降の県行政は、機構の縮小・新規事業の抑制、既存事務の見直しなど停滞を余儀なくされることとなつた。

一方、このような中で、のちに佐賀ノリとして発展する有明海ノリ養殖の本格的着手、従来孤立的であった有明海沿岸交通対策としての住ノ

江橋など架橋による整備、町村合併の推進による市町村の行政区画の拡大と行財政力の強化がはかられた。

#### (乙) 第二期鍋島県政（三十年四月～三十四年四月）

三十年四月知事選挙で、圧倒的県民の支持を得て、再選された鍋島直紹は再び財政再建の重責を担うこととなつた。第二期鍋島県政の陣容は、副知事横尾将夫が三十年十二月任期満了で退任したが、財政事情から副知事を欠員のままとした。

全國 当時、地方公共団体は、軒並みに財政赤字団体に転落していった。このため、地方財政再建促進特別措置法が制定され（三十年）、財政再建債の発行・利子補給など国の援助を受けて再建をはかる途がひらかれた。

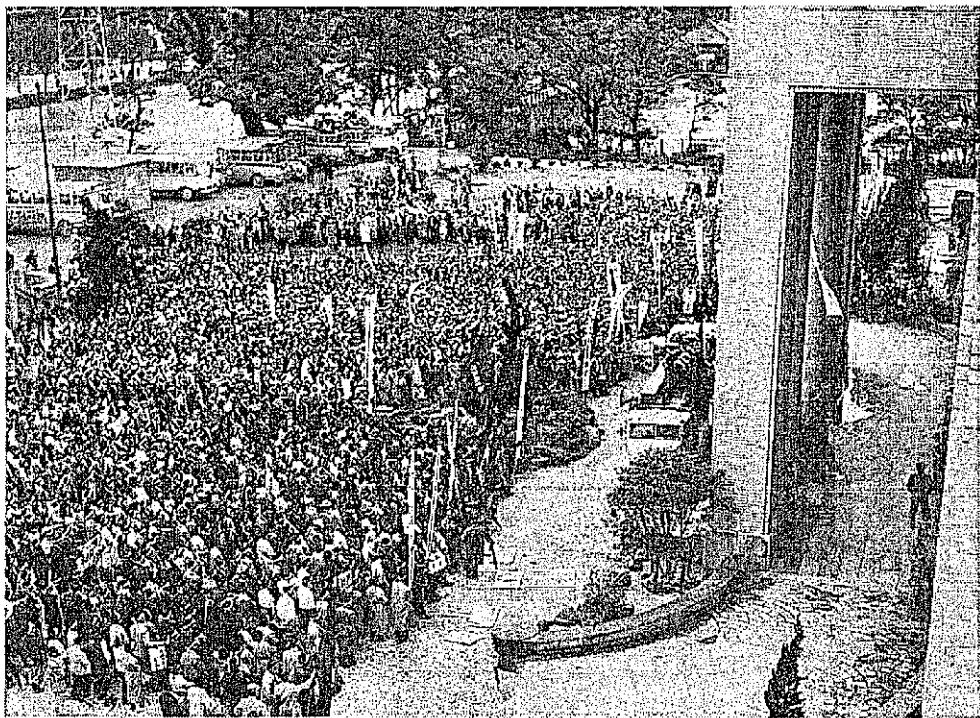
教育では、教育委員会が公選制から任命制に移行した。農政では、新農山漁村建設総合対策事業（三十一年度～三十七年度）が登場した。

経済情勢は、「神武景気」と「岩戸景気」と上昇過程にあり、高度成長期に入ろうとしていた。

佐賀県 第二期鍋島県政における、最重点項目は、財政の再建であった。三十年十月定例県会において、機構の縮小・人件費の縮減を骨子とする自主再建計画が承認された。地方財政再建促進特別措置法適用による再建の途を選び、三十年度～四十年度の長期にわたる財政再建団体の指定を受けた（三十一年五月）。このため、歳出の抑制が厳しく行われ、機構の縮小、人員整理、不補充、事業の抑制などにより、財政の建て直しに努めた。

一方、教育界では、財政再建計画の実施による教育費の削減が大きな

政治問題と化し、三十二年二月、県教職員組合は、法定再建計画に定める定数七、五一四人を超過する二五九人の削減に反対して、三日間にわたり三割・三割・四割の一斉休暇戦術、すなわち「三・三・四休暇闘



昭和32年4月（佐賀新聞提供）

争」を行い、教育界は大きな混乱に巻き込まれた。

このような財政的苦境のなかでも、県勢発展のための産業基盤づくりの努力が続けられた。とりわけ、佐賀平野の一大水源地となつた北山ダムの完成（三十二年二月）、新農山漁村建設事業によるミカン・メリの量的発展があつた。

市町村行政は、町村合併促進法の期限切れ（三十一年九月末）までに、五〇市町村に減少し、当初の県の基本計画に対する進ちょく率は九〇%を越える好成績であった。

その後は、新市町村建設促進法に基づいて、未合併町村の合併促進や合併紛争の調整がなされることとなつた。

そのほか、県下農民の政治力を結集して、県農民政治連盟が結成され（三十四年一月）、佐賀県版「農民党」として衆目を集めだ。

鍋島直紹は、二期にわたりて知事を務めたが、この間、財政の建て直し、相次いで襲来する災害の復旧、石炭産業を始とする経済界の不況、本県産業の後進性、さらには政府の不十分な地方財政制度など難問の連續であった。そして、三選出馬を固辞し、「地方自治体のこの苦しい体験を国政に生かす」とし、参議院議員選挙出馬のため、任期満了直前の三十四年四月十五日辞任した。

#### (八) 第一期池田県政（三十四年四月～三十八年四月）

三十四年四月の知事選挙で、革新系候補に一七万票の差をつけて、池田直は第四十四代知事に当選した。池田は会計検査院事務総長を長年務めており、その手堅い財政手腕を請われての出馬であった。

第一期池田県政の陣容として、三十四年七月、空席であった副知事に

宮副新一（県総務部長）を起用した。

全國 全國の情勢は、高度経済成長時代に入り、国民所得倍増計画が登場し（三十五年）、開発構想については、全国総合開発計画の策定（三十七年）、これを具体化する新産業都市建設促進法の制定（三十七年）など、重化学工業を中心とする地域開発、工業の地方分散傾向が強まった。また、低開発・特定地域などの開発を目的とする各種の法律が制定された。

農政では、農業基本法が制定され（三十六年）、その後の農業政策の基本となつた。社会保障制度は、国民健康保険による国民皆保険と国民年金制度が発足した（三十六年）。

佐賀県 第一期池田県

政は、県政運営の指針と

して、「公正な県政 明朗な県政 誠実な県政」を掲げ、産業基盤の整備・産業の振興・民生の安定・文教の振興・健全財政を五本の柱として、県政に臨むこととなつた。この時期は、財政の再建と立ち遅れた行政の向上に重点が置かれ、重点主義が貫かれた。



池田知事の初登庁 昭和34年4月

発政策に呼応して、県産業振興計画（産振計画）を策定し（三十六年二月）、この着実な実行がなされた。これは、「農業と工業の調和を基調とする産業振興の方策、経済成長力を培養するための産業基盤の整備、災害を防除するための国土の保全の三つを施策の柱とし、これによって本県の産業の振興をはかり、県民所得を向上させ、全国との所得格差を是正するとともに、雇用の拡大をはかる」ことが目標とされた。この時期の県政を要約すれば、「産振体制の遂行」ということができる。

産振計画の実施により、工業開発においては、九州内陸交通の要衝である鳥栖市を中心とする佐賀東部地区では、企業の進出によって急速に工業化が進んだ。また、第一次産業においては、稲作の多収穫が成果を挙げ、ミカン・ノリも急速に生産規模を拡大していくた。

そのほか、構造的不況に陥っている石炭産業とその地域振興対策や、戦後のベビーブームによる高校急増対策にあたった。

二十年代後半から三十年代前半にかけて、県政の大きな焦点であった財政の健全化は、計画をはるかに上回る好転を示した。

また、県勢はエネルギー革命で不振に陥っている石炭産業を除くと、上昇過程に転じ、特に県民所得は三十七年から格差の縮小に向うこととなつた。

#### (九) 第二期池田県政（三十八年四月～四十二年四月）

三十八年四月の知事選挙は、公選になつてはじめての無投票選挙で、いわば、第一期池田県政の実績から、県民は以降四年間の知事として、池田直を信任したのである。

二期目を迎えた池田県政は、まず副知事人事について、任期満了で退

任した官副新一の後任に、三十八年十月、山田滋（県総務部長）を起用した。しかし山田は、四十年八月辞任したので、後任に、徳富廣次（県出納長）を起用した。

全國經濟情勢は、三十八年末から引き締め政策がとられ不況となり、四十年は企業の大型倒産が相次いだが、四十一年から再び上昇過程に転ずることとなつた。また、景気刺激策として国債発行政策が登場するなど、財政主導型にかわってきた。

一方、高度成長によって、人口の都市集中化・過疎化問題の発生、社会資本の立ち遅れ、物価の上昇、公害問題等摩擦的要因も発生してきた。

佐賀県 第二期池田県政の指針は、引き続き産振計画の着実な実施を行うことであった。産振計画の前期五か年に引き続いて、後期五か年計画（三十八年～四十二年）を策定したが、この計画は人口扶養力の増大と県民生活水準の向上に主目標を置いた。また、立ち遅れた民生・衛生・教育についても、それぞれ計画を策定して、計画的に整備・充実していくこととなつた。

その後、産振計画は計画を上回る順調な発展を遂げ、また、国においては社会開発に重点を置いた地域開発構想を打ち出していったことから、この構想をふまえ、四十一年十二月、県総合開発計画（四十一年～五十年）を策定した。計画の基本方針は、産振計画の基調を引き継ぎ、農業と工業の調和のある発展を軸に、各産業の飛躍的発展をはかり、県民所得の増大と雇用の拡大を期したが、主な特色は広域的視野に立った開発、生活環境の整備、担い手の養成であった。また、この間、「新佐賀段階米づくり運動」が提唱された。

この運動の目的は、本県農業の基幹作物である稲作の「戦後の停滞」



米作り日本一の総理大臣顕彰を受ける池田知事

を打破することであった。三十九年から、「新佐賀段階米づくり運動」が登場した。農業と他産業との所得格差の是正、魅力ある農業の確立には、まず基幹作物である米作の近代化や生産性の向上が必要であった。そして目標として、多収・省力・構造改善・社会開発の四本の柱をもとに、戦前の「佐賀段階」を取り戻すこと、すなわち「新佐賀段階米づくり運動」と名付けて、県・市町村・農業団体を挙げて米の増産運動が展

開されることとなつた。実施方法としては、技術の統一、労働力の調整、共同作業、生産性の向上を目的とする集団統一栽培が推進され、新佐賀段階米づくり推進本部が設置された（三十九年八月）。

四十年には、早くも一〇a当たり五一二kgの日本一の収量を記録し、生産量も二八万一千〇〇〇tに達した。翌四十一年には、一〇a当たり収量五四二kgという、二年連続米づくり日本一の栄誉を記録するとともに、収穫量においても二九万六千〇〇〇tという佐賀農業始まって以来の、豊作であった。その努力に対し、政府は佐賀県を総理大臣顕彰した。

そのほか、財政再建問題については、期間を二か年繰り上げて三十八年度をもつて完了した。

以上、主要な動きを述べたが、財政の健全化、県産業振興計画においては計画を上回る達成、石炭産業を除く各産業の順調な発展、特に米・ミカン・ノリの飛躍的生産の拡大は特記すべきものと言える。

#### (+) 第三期池田県政（四十二年四月～四十六年四月）

第一回知事公選以来、二十年目を迎えた四十二年四月の選挙では、池田直は対立候補に三〇万票という知事選挙始まって以来の大差で三選された。三期目に臨む池田県政の陣容は、副知事には徳富廣次が留任したが、任期満了をまたずに四十四年一月辞任した。その後任には同年八月竹下亮一（県総務部長）を起用した。

全国経済情勢は、四十一年から上昇過程にあり、四十五年秋まで続くなど、史上最長の好景気に恵まれ、全体的には大きな成長を遂げた時期であった。

一方、農政では、四十二年産米の大豊作を契機に、米の生産過剰をきたし、四十五年度から六年間にわたる米の生産調整、作付転換が開始されることになった。そして、政府は、四十五年二月「総合農政」を決定したが、この農業における基幹作物である米の生産調整は、農家経済の停滞と、農業と他産業との所得格差の拡大をもたらし、農業人口は高度成長下の労働市場の拡大に吸引され、農家は争って、農外収入を求める兼業農家が増大した。

この時期の行政は、今までの開発優先から、公害防止、自然保護、福祉優先へと転換した。

そのほか、地方行政では、広域市町村圏制度が四十四年度から登場した。

**佐賀県** 三期目の県政の指針としては、四十一年十二月策定された県総合開発計画に基づいて行われることとなつたが、これに福祉の充実、医療機関の整備、過疎対策を強化して、「豊かで明るく住みよい郷土」の建設を目指にして展開されることとなつた。

また、本県では依然人口の県外流出が続き、大型炭鉱の閉山、産炭地の疲弊も著しいことから、県内雇用の安定・県民所得の向上のため、波及効果のある中核的機械工業、非公害型の企業を誘致するという、「選別誘致」を強めるとともに、産業基盤の整備に努めることとなつた。

四十五年十一月には、従来の県総合開発計画（四十一年～五十年）に代つて、県長期総合開発計画（六十年を計画目標とし、実施計画を四十五年～五十年とする）を策定した。この背景には、国的新全国総合開発計画（略称・新全総、四十四年五月策定）が、社会開発策を強調し、開発の手法も全国的ネットワーク方式を採用していた。県内においても

経済活動の広域化、生活圏の拡大が進み、一方、米作を中心とする農業が転機にたつてのことなどから、新たに計画が策定された。

目標としては、新ネットワークの形成と地域の特性を生かした農業・工業の「中核地域」の形成、新しい広域生活圏づくりに、重点がおかれた。

四十四年度は本県歴史上重要なものが発生した。すなわち、本県石炭産業の基幹的存在であった杵島・明治鉱業の閉山対策と、日本農業始まつて以来の米の作付制限が登場したことであつた。

前者については、政府の手厚い助成策の適用を受けて、エネルギー革命で再起不能に陥った石炭産業の終焉んであった。本県の二会社の従業員数三、九九二人、関連会社を含めると約五、三〇〇人が直接に関係し

## 一億円の補正提案

県情勢みて追加も考慮



杵島炭鉱閉山対策に補正予算を組む  
(昭和44年3月、佐賀新聞から)

ていた。また、炭鉱に依存していた商工業者に与える打撃、産炭地経済の疲弊、炭鉱所在市町村行政など地域社会の崩壊を引き起こしかねない問題であった。これに対して、県は、杵島炭鉱を中心とする閉山対策として、約四億円の補正予算を県議会に緊急提案して（四十四年三月）、

これに対処した。これは、私企業の倒産対策として県政史上例のないことである。これらの施策によって、閉山が地域社会に与えた打撃は、最小限に食い止められた。

後者については、米の連續豊作と需要の減退から、米の作付制限（減反制度）が、四十五年度を初年度として六年間実施されることになった。

県も農業団体も、「食糧管理制度を堅持するため、やむを得ないもの」とし、この実施と、米以外の作物の栽培等への転換をはかることとなつた。この推進母体として、県生産調整推進協議会を開催し（四十五年二月）、各市町村に割当てた。また、四十四年産米価格は前年並みの据置きとなり、米を基幹とする農家経済は停滞した。

四十五年度の生産調整の割当は、数量二万七〇〇t、面積四、〇六〇haで、実績は二万三、九四五t、面積四、六〇〇haで、いずれも割当を約二〇%上回った。「新佐賀段階米づくり」はこのようなことから、「うまい米づくり」に重点をおいた良質米の生産と、販路開拓に方向転換することとなつた。また、他作物への転換に力が入れられた。

この四年間は、経済の高度成長の真只中にあり、本県の経済は、石炭産業の崩壊、米の生産調整という大きな問題が発生したものの、製造業を中心に飛躍的発展を遂げ、また、各種大型開発事業が進ちょくし、福祉政策についても精神薄弱者総合援護施設「佐賀コロニー」（四十六年開設）等各施設が新增設をみるなど充実した。しかし、一方では、米の

生産調整、ミカンの価格暴落などによつて本県農業の基幹作物が、質的転換を要求され始めた。

## 〔II〕 第四期池田県政（四十六年四月～五十年四月）

これまでの三期・一二年間にわたる実績をふまえ、池田直は知事選挙に立候補し、対立候補を一九万六、〇〇〇票の大差で破り、四選された。

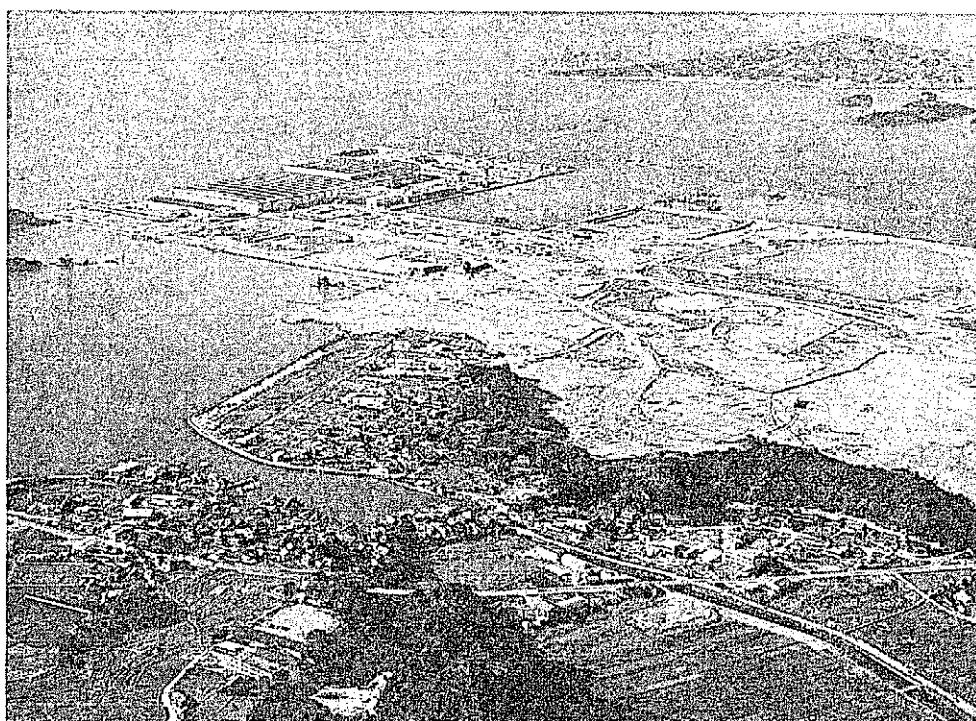
第四期池田県政の副知事は、引き続き竹下亮一であったが、四十八年八月任期満了で退任したので、後任に同年十月、森一郎（県出納長）が任命された。

全国 経済情勢について、史上最長といわれた好景気は、四十五年秋で終わり、景気が回復しない間に、国際通貨危機に見舞われた。すなわち四十六年から四十八年にかけて一ドル＝三六〇円の固定為替相場放棄と変動相場制への移行等輸出環境は厳しくなつた。

景気は、四十七年前半のゆるやかな回復から、後半は次第に過熱的様相を呈し、急激な拡大過程へと突入した。四八年に入ると、インフレーションと物不足を惹き起し、総需要抑制政策がとられた。また、第四次中東戦争のオイル・ショック（価格の大幅引き上げと供給削減）によって、危機的段階に直面することとなつた。

四十九年には、物価・賃金が漸く落ち付きをみせ、この年の経済成長率は、初めてのマイナス成長を記録した。この戦後最大の不況を契機として、低成長と省資源時代を迎えることとなつた。

このような経済環境の変化、従来の開発優先・環境破壊に対する反省から、環境保全・福祉優先という住民生活重視への行政へと基軸が大きく転換していくこととなつた。



造成のすすむ七ツ島工業団地（突端は名村造船所）

佐賀県 県政の基本方針については、前述のように既に新長期総合開発計画を策定し、実施中であったので、これに沿って行うこととなつた。また、「快適で ゆたかな郷土の建設」のため、生活環境の整備・

福祉施設の整備・医療体制の充実等がはかられた。

五十一年国体の開催については、過去二回立候補し、いずれも他県に先きを越されていたため、今回の内定（四十七年八月）は県民の喜びもひとしおであった。早速、舉眞体制で準備が進められた。

伊万里湾開発事業では、名村造船所の伊万里市進出の決定があり（四十六年七月）、男子雇用型で、波及効果が大きい中核的鉄工業として期待された。県は、経済部内に伊万里湾開発室を設け（四十六年九月）、立地予定先の七ツ島工業団地の造成とともに伴う漁業補償に着手した。

また、医療・福祉については、充実の一途をたどった。四十六年以来誘致運動を進めてきた医科大学については、国立佐賀医科大学の設置が決定し（四十八年十二月）、五十三年開講をめざして準備が開始された。

福祉については、県立身体障害者総合援護施設「希望の家」が設立（四十八年）を見る等関係者にとって大きな福音であり、九州初の施設でもあった。また、環境保全行政が著しく充実をみた。

この四年間は、高度経済成長が終えんし、低成長時代への過渡期であった。

## (2) 第五期池田県政（五十年四月～）

五十年四月の知事選挙は、初の大型保守対革新の対決であった。四万八、〇〇〇票の差で、当選した池田直はこれによつて、五期・二〇年の長期にわたつて県政を担当することとなつた。

第五期に臨む池田県政の陣容は、副知事であった森一郎が任期を二年有余残して辞任したので、後任に、五十年七月、県農協中央会副会長の職にあつた香月熊雄（元県農林部長）を起用した。

全國経済情勢は、戦後最大の不況からの回復過程、安定成長への移行期にあり、不況の傷をいやしきれない状況にあった。企業の倒産が高水準で推移し、このため、雇用情勢も悪化した。財政は、不況による税収の落ち込み、インフレによる物価高騰から國も地方も巨額の財源不足となり、二兆三、〇〇〇億円の赤字国債が発行された。

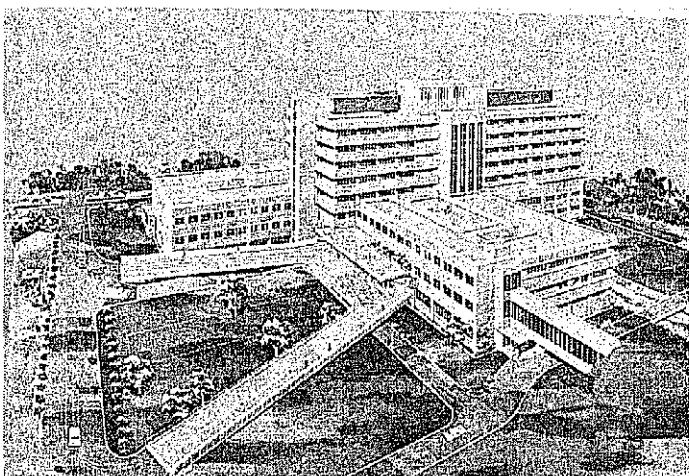
佐賀県 県政の運営方針としては、選挙中に「豊かな佐賀の実現」を柱に、八大政策（開かれた県政、住みよい環境づくり、ゆたかな農林水産業の育成等）を明らかにしていたため、これに沿って、きめ細い住民福祉を推進することとした。また、当面の大きな課題は、財政の健全化と団体の成功であった。

県財政については、歳入は不況を反映して税収の伸びが期待できず、歳出については多額の財政需要が見込まれ、五十年八月現在で七五億円の巨額の赤字が見込まれた。このため、県行財政対策委員会を府内に設置し（五十年八月）、応急的措置として、人件費の抑制、物件費の節減、現計予算の見直し等を行った。一方、政府においても地方財政対策として、減収補てん債の発行（本県一〇億四、九〇〇万円）等の措置がなされたため、最終予算編成時には、財源不足額は二一億円まで圧縮された。この不足額については、健全化債一八億円が許可されるとともに、さらに歳入の確保と歳出の抑制がはかられた結果、実質収支はわずか一、〇〇万円の赤字に止まり、財政危機は回避された。

一方、衛生では、国立佐賀医科大学の教育関連病院・県内基幹病院として、県立病院好生館の大改築計画が検討されていたが、五十年十一月県会において所要工事費が議決され、着工をみた。

五十一年開催予定の佐賀国体については、経済情勢の悪化を考慮して、

三一項目にわたって改善をはかり、佐賀らしい簡素国体に向けて準備に万全が期せられることとなつた。



県立病院好生館完成予想図

これによつて、池田県政の五十年代前半の三大事業、すなわち「佐賀国体の成功」「国立佐賀医科大学の誘致」「県民医療の基幹病院としての県立病院の大改築」が、出揃うこととなつた。

県民待望の五十一年佐賀国体は、「若楠国体」の愛称のもとに、夏季大会は皇太子殿下ご夫妻、秋季大会は天皇陛下・皇后陛下ご臨席のもとに、全国から若人が集い、熱戦が展開され、本県は天皇杯を獲得するなど、国体は成功裡に終了した。この国体の成功は、県民総参加、挙げての努力のたまものであり、これに結集された力は、必ずや明日の興勢の発展のエネルギーとなつて実るであろう。